

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第7号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 区役所附設会館等予約システム及び公害健康被害補償システムにおける情報セキュリティ対策に関する事務

所管所属：市民局

通知日：令和6年7月30日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (1)	<p>(1) 区役所附設会館におけるユーザIDの管理について改善を求めたもの</p> <p>ユーザIDの管理状況について確認したところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民局（施設担当）では、市民局職員以外の各施設でのユーザIDの管理について、各施設に管理を任せており、ID登録等の状況について把握できていなかった。 ・市民局（施設担当）は、システムに不具合が起きたときに誰がいつ操作したかのログ確認を可能とするため、個人ごとにシステム利用者IDを登録・利用することを各施設に求めているが、共用IDを登録し、利用していると思われる施設があり、個人のログイン状況を確認できない状況となっていた。 ・区役所附設会館において、同一名称のユーザIDが複数登録されている施設があるなど、不要なIDが削除されずそのままとなっていた。 ・市民局（施設担当）では、実施手順に定める6か月に1回の点検を実施していなかった。 <p>【指摘事項】</p> <p>市民局は、本市対策基準の趣旨を踏まえた上で、ユーザIDの管理・運用に関する手続を具体的に整理し、所属内や各施設に対して周知徹底されたい。</p> <p>また、点検結果を記録として残すなど、アクセス権限について組織として把握・管理できる仕組みを構築されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市対策基準の主旨を踏まえ、アクセス権限の把握、管理を業務管理者において適切に実施するため、ユーザーIDの管理運用の具体的な方法について整理を行い、その内容を実施手順等に反映することとした。 ・実施手順について、システムを利用する職員の属する全ての課等及び指定管理者施設に利用所管管理者を置き、各所属におけるシステムの利用管理及びユーザーIDの運用管理等を行うこととした。また、市民局における登録状況の点検については、他システムにおける点検実施状況や区役所・指定管理者におけるID報告にかかる業務量などを踏まえ、年1回に改めた。 ・改正後の実施手順を令和6年3月28日に関係所属に通知し、令和6年4月1日から施行した。 ・また、ユーザーIDの管理・運用に関する手続を定めた利用手順を作成し、実施手順と併せて周知した。 ・利用手順において、ユーザーIDの登録状況の点検を行うため、ID報告書を各利用所管管理者から市民局に提出することを定めた。 ・各利用所管管理者から提出されたID報告書に基づき市民局において令和6年6月に点検を実施した。点検結果は業務管理者まで供覧することにより、記録した（令和6年6月28日供覧完了済み）。 ・今後は、毎年度当初に各区へ実施手順等を通知し、提出されたID報告書に基づき市民局において5月末までに点検を実施する。点検結果は業務管理者まで供覧することにより、記録する。 ・また、実施手順の規定と運用に乖離がないか、自己点検の仕組みを活用し、定期的に確認するように取り組む。 	措置済	令和6年6月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (2)	<p>(2) 区役所附設会館における連絡体制について改善を求めたもの</p> <p>情報セキュリティ対策の連絡体制を確認したところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区役所附設会館（指定管理者施設）では、区役所及び指定管理者施設の職員が当該システムを利用しており、システムに関する連絡・通知等については、市民局（施設担当）から区役所へ、区役所から指定管理者へ、という体制がとられているが、実施手順（区役所附設会館版）の障害・侵害時の連絡体制図には区役所の関与について記載がなかった。 <p>【指摘事項】 市民局は、運用実態を考慮した上で適切な連絡体制を定め、実施手順に反映されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策の連絡体制について、本市対策基準及び運用実態を踏まえて連絡体制の検討を行い、デジタル統括室と協議のうえ、次のとおり実施手順に定めることとした。 システムを利用する職員の属する全ての課等及び指定管理者施設に利用所管管理者を置き、各所属におけるシステムの利用管理等を行うこととした。また、システム障害・侵害時の連絡体制については、迅速かつ確実に実行するため、市民局から区役所及び指定管理者に対して同時に連絡を行う体制に改め、実施手順に反映した。 改正後の実施手順を令和6年3月28日に関係所属に通知し、4月1日から施行した。 今後は実施手順の規定と運用に乖離がないか、自己点検の仕組みを活用し、定期的に確認するよう取り組む。 	措置済	令和6年3月28日
1 (3)	<p>(3) 区役所附設会館及びクレオ大阪におけるアクセスログの分析について改善を求めたもの</p> <p>各種ログの取得・分析状況について確認したところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民局（施設担当及び男女共同参画課）は、各種ログについて、システム運用事業者において一括で保管・分析させ、一定回数のログイン失敗など不正ログインの疑いがある場合は報告させることとしているが、市民局として各種ログの取得・分析を行っておらず、実施手順と異なった運用となっていた。 <p>【指摘事項】 市民局は、本市対策基準の趣旨を踏まえ、デジタル統括室と協議した上で、現実的に実行できる適切な各種ログの取得・分析の実施方法について検討し、速やかに実施手順を改正・運用されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市対策基準の趣旨を踏まえ、デジタル統括室と運用可能な範囲で、かつ不正アクセス防止に有効な対策について協議・調整を行い、その内容を実施手順に反映することとした。 「ログの取得・分析」に関して、「ログの取得」については、毎月、システム運用保守業者から関係資料を本市に提出させるよう改め、「ログの分析」については「侵害及びその兆候があった場合に行う」と改めた。 改正後の実施手順は令和6年4月1日に施行した。 改正後の実施手順に則したシステム運用保守業者からの関係資料の提出については、令和6年2月分(令和6年3月提出)から実施しており、本市職員による確認作業を行っている。 今後も実施手順の規定内容と運用に乖離がないか、自己点検の仕組みを活用し、定期的に確認するよう取り組む。 	措置済	令和6年3月6日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (4)	<p>(4) 事業者が講じるセキュリティ対策の実施状況の確認について改善を求めたもの</p> <p>事業者によるセキュリティ対策の実施状況について確認したところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民局（施設担当及び男女共同参画課）は、事業者から提出される保守点検報告書等により、サーバの稼働状況やバックアップの取得状況等のSLA実施状況について、毎月確認していたが、同じくSLAで定められているウイルス対策やセキュリティパッチの更新については報告書に記載がなく、それらが実際に講じられているか把握できていなかった。 <p>【指摘事項】 市民局は、事業者にウイルス対策等の実施状況について報告を求めることなどにより、セキュリティ対策が実施されていることを確認できる仕組みを構築されたい。</p>	<p>・システム運用保守業者から提出される事業報告について、令和6年2月分(令和6年3月提出)より、ウイルス対策やセキュリティパッチの更新状況も含め、SLAで規定しているサービス内容全てに関して記載するよう改めしており、本市職員において、セキュリティ対策の実施状況を確認している。</p>	措置済	令和6年3月6日